

請 願 文 書 表

受理年月日	令和2年11月24日	請 願 者	近江八幡市中小森町
受理番号	請 願 第 3 号		丸柱 真優佳
請 願 件 名	気候非常事態宣言及び気候変動に対する取り組みを推進する請願		
請 願 要 旨	【請願趣旨】 地球温暖化とは、温室効果ガス（大気中にある二酸化炭素（CO₂）やメタン、フロン等）が増えすぎ、宇宙に逃げようとしていた熱が地表に溜まり起こる気温の上昇や気候の変化をさします。 また昨今の急激な気温上昇や気候変化は「気候変動」、「気候危機」とも呼ばれています。 滋賀県でも、年平均気温は約100年間で 1.35℃上昇しており、このまま新たな対策を追加せずにいけば今世紀後半には最大で 4.6℃上昇すると言われています。 さらに気候変動の影響として、琵琶湖の全層循環が2019、2020年と2年連続でされていないこと、2013年県内で全国初の「大雨特別警報」発令、2017年竜王町の新川の堤防が決壊し近隣工場の油が琵琶湖に流出するといった台風の被害があったこと、高温による熱中症で搬送される人の増加や農作物収穫の減少や品質低下等、気候変動の影響はすでに私たちの暮らしの中にも表れています。 これらの事態を受け、今全世界でSDGS（持続可能な開発目標）の取り組みがなされています。このSDGSの17の目標の中には「気候変動に具体的な対策を」があり、私たちがこの地球で暮らし続けていくために、緊急で取り組むべき課題とされています。滋賀県においては持続可能な社会実現に向け、三日月知事より本年1月に「しがCO₂ネットゼロムーブメント」が宣言され、それに次いで10月には県議会にて「気候非常事態宣言と着実な目標達成をめざす政策をすすめる請願」が採択されました。更には、菅首相が10月に「2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする」と表明されています。 約40年前、琵琶湖を守るために「せっけん運動」が滋賀県から全国へ広まっていきました。私たちが今琵琶湖と共に生きていけるのはその時代に行動を起こしていただいた県民（市民）の皆さんのおかげだと思います。今度は私たちが子どもたちに持続可能な未来をつなげていく番ではないでしょうか。 「気候非常事態宣言」を出すことで、市民に気候変動による危機を広く知らせるきっかけとなり、現在市で取り組まれている対策のさらなる推進にもつながっていくと思います。 以上のことから、気候変動の原因となっている諸課題の解決に向けて、市、団体、個人が一丸となって、出来ることから積極的に取り組んでいけるよう「気候非常事態宣言」及び気候変動に対する以下の取り組みの推進、普及について請願します。 【請願事項】 1. 気候変動が起きている現状を広く知らせ、市民が持続可能な暮らしの実現に向けて行動していけるよう、「気候非常事態宣言」を行うこと。 2. 「気候非常事態宣言」及び気候変動に伴い、以下の取り組みの推進を行うこと。 (1) ゴミ削減への取り組みの推進 (2) フードロス削減への取り組みの推進 (3) 地産地消の取り組みの推進 (4) 森や琵琶湖のヨシを守ることによるCO₂を吸収する地域の植物を守る取り組み (5) 気候変動対策に取り組む事業者および団体に対する支援 (6) 多世代に対するCO₂削減の啓発活動への取り組み (7) 市民と行政が共に歩むCO₂削減の取り組み		
紹介議員	北川 誠次 岩崎 和也 平井 侑治 西津 善樹		